

発議案第16号

所得税法第56条の早期改正を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月17日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	安原 哲	印
賛成者	八千代市議会議員	江野沢 隆之	印
	同	奥山 智	印
	同	小林 恵美子	印
	同	松崎 寛文	印
	同	緑川 利行	印
	同	山口 勇	印

提案理由

中小業者を支える家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の早期改正を求める。

これが、本案を提出する理由である。

所得税法第56条の早期改正を求める意見書

所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、中小業者を支える家族従業者の働き分は現在、税法上必要経費として認められていない。このため白色申告者の家族従業者の給与収入は事業主の控除額として認められる金額、配偶者では86万円、その他の家族では50万円だけとなる。このわずかな額では家族従業者は、ローンを組めないなど社会的・経済的な不利益をこうむることとなる。その一方で、白色申告者においては記帳の義務が課されていないため事業と家計との分離が十分にできないとの指摘もあったことから、平成23年度税制改正において白色申告者の記帳・帳簿保存義務の拡大が行われ、平成26年1月1日以後に適用することとされた。この改正により、白色申告者の記帳水準の向上が期待できると考える。

同条の見直しについては、平成23年度税制改正大綱中、検討事項として挙げられている「白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を踏まえた見直しのあり方」の検討の中でしっかりと議論を進めていきたいとの国会答弁もなされているが、同大綱の閣議決定がされてから3年余りが経過し、本年から白色申告者の全面記帳義務化を内容とする所得税法が施行され、改正への障壁がなくなったと考える。よって、本市議会は国に対し、所得税法第56条の早期改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様